

報道発表資料

令和 7 年 6 月 4 日
独立行政法人国民生活センター

体育祭・文化祭の当日になっても届かない！？ “クラ T”トラブルに注意

体育祭や文化祭などの学校行事で、クラス全員で着るおそろいの T シャツは、「クラス T シャツ（クラ T）」と呼ばれています。オリジナルのデザインを考え、事業者に必要な枚数を注文し、イベント当日までに届けてもらうという流れが一般的です。

一方で、全国の消費生活センターには、「当日までにクラス T シャツが届かなかった」という相談が、消費者庁が注意喚起した以降も寄せられており¹、さらに最近は「カタログから有名スポーツチームのロゴが入ったデザインを選んで注文したら、税関で没収されてしまった」といったケースもみられます。

そこで、体育祭・文化祭シーズンに向けてトラブルを未然防止するため、事例を紹介するとともに注意を呼びかけます。

1. 相談事例（（ ）内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例 1】学校に置いてあったパンフレットを見てクラス T シャツを注文したが、文化祭当日になっても届かず、連絡も取れない

学校に置いてあったパンフレットを見て、文化祭で使用するクラス T シャツを 1 枚 2,000 円で 34 枚注文した。事業者とは LINE でやり取りしていて、注文から 10～14 日以内に発送され、代金は到着後に支払う約束だった。ところが文化祭当日になっても商品が届かず、何度も事業者メッセージを送ったが、返事はなかった。パンフレットには事業者の所在地、連絡先は記載されていなかった。結局、クラス T シャツは届かず、当日に着ることはできなかった。

（2024 年 10 月 受付 10 歳代（高校生） 女性）

【事例 2】事前に代金を支払ったにもかかわらず、約束した日にクラス T シャツが届かず、連絡も取れない

学校祭のために 1 枚 3,000 円のクラス T シャツを 35 枚注文した。「納品日の 3 日前までに代金 10 万 5,000 円を支払うように」と案内があり、銀行口座に振り込んだ。ところが、納品日に商品が届かなかった。事業者 LINE で問い合わせたが既読にならず、電話をしても呼び出し音が鳴る前に

¹ 消費者庁 高等学校等のイベントでの使用を目的として注文されるクラス T シャツ等について、納品の遅延を発生させている事業者に関する注意喚起（2022 年 10 月 27 日）
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/030625>

切電されてしまい、連絡を取ることができない。

(2024年7月受付 企業・団体(高校教師))

【事例3】カタログから選んだデザインのクラスTシャツを注文したら、「税関で没収された」と連絡があり、文化祭で使用できなかったうえ、原価代も請求された

文化祭で使うクラスTシャツを、1枚2,500円で39枚、先生の名前で注文した。デザインは生徒がSNSの広告で見つけた事業者のカタログの中から、有名サッカーチームのエンブレムが入ったものを選んだ。ところがその後、事業者から「名入れ前のTシャツが税関で没収された」と連絡があった。文化祭に間に合わないのでキャンセルしたいと連絡すると、原価代として1枚あたり1,000円を支払うように言われた。カタログから選んで注文しただけなのに、商品が届かないうえに料金も請求されることに納得できない。

(2024年7月受付 企業・団体(高校教師))

【事例4】SNSのカタログを見てクラスTシャツを注文後、「著作権の関係でロゴとエンブレムを使用できない」と言われ、キャンセルしたいが応じてもらえない

体育祭で着るクラスTシャツを注文するため、SNSで見つけた事業者 LINE で連絡した。SNSに載っていたカタログ画像の中から、ロゴとエンブレムの入ったデザインを選び、1枚2,000円で39枚注文し、承諾された。ところがその後、事業者から「ロゴとエンブレムが著作権の関係で使用できないので、デザインを変更してほしい」という連絡がきた。クラス内で検討し、希望するデザインにできないのであればキャンセルしたいと伝えたところ、「申込時にキャンセル不可と記載している。キャンセルするのであれば、商品代金を全額支払ってもらう」と言われた。

(2024年7月受付 10歳代(高校生) 男性)

2. 相談事例からみる問題点

(1) 体育祭・文化祭当日に間に合うように商品が届かない

クラスTシャツは、体育祭や文化祭などのイベント当日に着用するために注文するものであり、使用予定日に間に合うように納品されることが最も重要と考えられます。ところが、事業者によってイベントの日を伝え、その日に間に合うように注文しているにもかかわらず、約束どおりに商品が届かないという相談が寄せられています。

(2) 事業者と連絡が取れず、注文の状況が確認できない

クラスTシャツの発注にあたり、事業者とLINEなどのメッセージアプリでやり取りをすることがあります。約束どおり商品が届かない場合、消費者は事業者から注文の状況を確認しようとしていますが、「返事が来なくなってしまった」という事例がみられます。また、LINE以外の連絡先に連絡しようとしても、「事業者のWebサイトやパンフレットに連絡先が書かれていない」という事例や、電話番号がわかっても「電話が繋がらない」といった事例もみられます。

(3) 実在するロゴやエンブレムが使用されたデザインは、知的財産権の侵害のおそれがある

事業者がTシャツのデザインの例として表示しているものの中には、実在するスポーツチーム

等のロゴやエンブレムが使用されていることがあります。実在するロゴ等を権利者に無断で使用した商品は「コピー商品」と呼ばれ、コピー商品の製造や販売は、知的財産権を侵害する違法行為に該当する可能性がありますので、注意が必要です。海外の事業者から発送されたコピー商品の場合、税関で没収される可能性もあります。

（４）解約しようとするキャンセル料を請求される

期日までに納品が間に合わない場合や、申し込み後に希望するデザインのＴシャツが作れないことがわかった場合に、キャンセルを申し出ても応じてもらえないケースや、キャンセル料等を請求されるケースがみられます。

３．学生へのアドバイス

（１）注文前に、事業者のカタログやWebサイトを見て、住所・連絡先・キャンセル条件等を確認しましょう

「注文後に事業者と連絡が取れなくなった」という状況を避けるために、事業者の住所が実在するかどうか確認し、連絡先（電話番号・メールアドレス）を把握しておきましょう。さらに、どのような場合にキャンセルや返品に応じてもらえるかについても、事前に確認しておきましょう。

これらの情報がどこに書いてあるかわからないときは、Webの場合は、「**特定商取引法に基づく表記**²」などのページに記載されていることが多いので、注文前に確認しましょう。

（２）発送予定日を確認し、余裕をもって注文しましょう

注文の際には、クラスＴシャツを使用するイベントの日付を伝え、商品の発送予定日を確認しましょう。さらに、災害等の理由で配送が遅れることも考えられるため、イベントに間に合うよう、余裕をもって早めに注文しましょう。

（３）実在する企業やスポーツチーム等のロゴが入ったデザインのＴシャツは、正規品ではない場合、絶対に注文してはいけません

学校行事等で使用するＴシャツであっても、コピー商品は絶対に購入してはいけません。事業者のカタログに掲載されていたとしても、実在する企業やスポーツチーム等のロゴの入ったデザインは、正規品であることがきちんと確認できない場合には、選ばないようにしましょう。

（４）注文する前に、先生や保護者などにも確認してもらいましょう

クラスＴシャツのデザインと枚数、注文先の事業者が決まったら、注文する前に先生や保護者などにも確認をお願いしましょう。万が一、注文後にトラブルになった場合も、早めに先生や保護者に相談しましょう。

² 特定商取引法では、通信販売事業者は「事業者の氏名（名称）・住所・電話番号」「販売価格」「支払方法・時期」「送料」「引き渡し時期」「返品・交換・キャンセル」等を表示しなければならないと定めています。

4. 先生・保護者へのアドバイス

「3. 学生へのアドバイス」で記載した事項については、先生・保護者においても注文前に確認するようにしましょう。とくに、カタログやチラシ等を学校に設置する場合には「事業者の住所・連絡先・納品日・キャンセル条件」「デザインがコピー商品に該当するおそれがないか」をよく確認してください。

不安に思った場合やトラブルになった場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう（生徒自身から相談することも可能です）。

＊消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

お住まいの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

5. 情報提供先

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・文部科学省（法人番号 7000012060001）
- ・特許庁（法人番号 2000012090003）

 自己解決をサポートする 消費者トラブル FAQ	国民生活センターは、「消費者トラブル FAQ サイト」で、 消費者トラブルにあった方に解決に向けた情報提供をしています。 是非ご利用ください。https://www.faq.kokusen.go.jp/	
--	---	---